

平成 31 年 4 月 1 日
松本市上下水道局

上下水道管を私有地に埋設する場合の 地役権の設定について

開発行為等により埋設する上下水道管のうち、私有地（位置指定道路を含む）に埋設する管で、寄附により上下水道局が維持管理することになる本管について、下記のとおり地役権の設定をお願いします。

記

1 目的

私有地に埋設された上下水道管を、管の破損など緊急時にも管理者となる上下水道局が適正に維持管理できるようにするため、地役権を設定するものです。

2 範囲

上下水道局と協議により地役権設定の範囲を決め、分筆した土地とします。位置指定道路の場合は、本管を埋設した地番全体を範囲とします。

3 契約

上下水道局で用意する地役権設定契約書（別紙）により締結します。

4 費用負担

地役権設定契約締結後、地役権設定登記を行ってください。費用については、上下水道管を設置する開発者で負担願います。

5 お問合せ

(1) 上水道管

松本市上下水道局 上水道課 上水道計画担当

電 話：0 2 6 3 - 4 8 - 6 8 3 0

F A X：0 2 6 3 - 4 8 - 6 8 9 0

(2) 下水道管

松本市上下水道局 下水道課 管路担当

電 話：0 2 6 3 - 4 8 - 6 8 4 0

F A X：0 2 6 3 - 4 7 - 2 1 3 7